北広島市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

北広島市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することの必要性を確認し、豊かな地域の実現と地方創生の推進のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲及び乙が地域資源や取り巻く社会的な要因への共通認識を持ち、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、効果的な事業の実施、情報の提供などに努め、もって、地域活力の増進、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）
第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。
(1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。
(2)防災・災害対策に関すること。
(3)産業振興・中小企業支援に関すること。
(4)観光振興に関すること。
(5)農業の振興に関すること。
(6)その他、地方創生に資する取組に関すること。
２　前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、甲と乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。
３　乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定内容の変更）
第３条　甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）
第４条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）
第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）
第６条　甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成２９年５月１１日

甲　北海道北広島市中央４丁目２番地１
北広島市長　上野てる子

乙　北海道札幌市北区北７条西５丁目５番３号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
札幌支店　支店長　古澤秀彦